

議会改革推進協議会の取り組み事項正副委員長修正案

(1) 「議会のあり方」検討協議会からの引き継ぎ事項

網掛けが修正箇所

	検 討 項 目	協 議 内 容	協議の場・進め方
1	議員定数の見直し	「議会のあり方」検討協議会の検討結果を踏まえ、幹事長会議で議論を深め、協議会に報告	協議会に検討経過を報告することで公開性を担保
2	議会報告会等の検討	議会としての説明責任、議会への市民意見の集約という点から、どのような形態が良いかを PT で議論	まず、協議会で実施するかどうかについて検討 ・実施する⇒PT にて調査・検討 ・実施しない⇒議会報告会とは違う形で、議会の説明責任を果たす方法等を協議
3	通年議会等議会運営の検討	専決処分への対応、臨機応変な審議、市民の立場に立った議会運営、行政事務効率への配慮などのさまざまな観点から協議検討する。	協議会（全委員）

(2) その他協議すべきと考えているもの

1	政策条例の提案	保健消防委員会での墓地条例改正の経験を踏まえ、条例提案までの策定体制や手法を協議検討する。	PT：政策条例策定体系検討チーム
2	I C T の活用	議会内部事務の効率化、情報受発信、ネット選挙への対応を含めた議員や議会のスキルアップの観点から PT で協議	PT：I C T 化推進チーム
3	議会の災害対策及び活動の体系化について	災害時緊急時の議会としての体制について、協議会で検討	協議会において、「災害時の行動指針」策定を検討。 なお、災害はいつ起きるかわからないため、早急に検討に着手し、平成 26 年 1 月末までの策定を目標とする。

※PT について： 構成は委員 5 名程度（正副委員長を除く）とし、リーダーは互選による。

メンバーは希望する協議会委員とするが、同一会派内での差し替え、及び必要に応じて委員外議員及び専門委員の参加を認める。

PT は担当する項目について調査・検討を行い、PT で取りまとめた意見及び成果を協議会に報告し、協議会において協議し結論を出す。

メンバーが出席できない場合は、同一会派内での代理出席を認める。

会議は原則公開とし、ホームページで告知する。